

## 隣接工事要件について

平塚市では、工事現場が隣接することで入札において有利にならないよう公平性を確保するために隣接工事要件を定めています。

入札案件の発注工事区域と接した場所及び重複した場所、または同一敷地内において、施工中の工事区域を有していないことが入札参加の条件となります。

### < 隣接工事要件 >

次のような場合に、隣接工事として取り扱います。

発注工事区域が、施工中工事区域と接している場合や重複している場合、または同一敷地内にある場合で、発注工事と施工中の工事の工期が重複している場合。

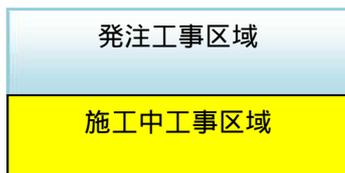
ただし、発注工事の開札時点までに、施工中の工事が検査員の完成認定を受けているときはこの限りではありません。

【注1】工種が異なる場合でも隣接に該当します。

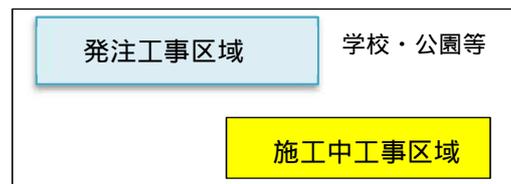
【注2】JVの代表構成員又はその他の構成員もそれぞれ隣接扱いの対象者となります。

### < 隣接工事例 >

#### 発注工事区域と接している場合

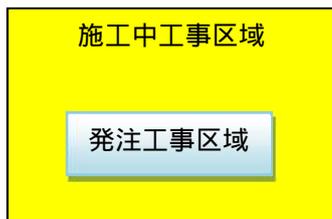


#### 公園や学校等の同一敷地内



同一敷地内とは本市の敷地をいう。

#### 発注工事区域と重複している場合



#### 発注工事区域への接続が受発注者間において指示済の場合

